

国家公安委員長 中野寛 様

2010年3月17日

【要望書】

前略 私は原田尚美と申します。

私の息子である原田信助（当時25才）は、平成21年12月10日午後11時過ぎ頃、帰宅のため、新宿駅構内を通行中に、見知らぬ大学生より、突然階段から引き落とされ、暴行を振るわれました。

信助が、その大学生の友人の女性に対して、「お腹のあたりを触る」痴漢行為をはたらいたというのです。

しかし、信助は非常に真面目で、女性に対して優しく、礼儀正しく、決して他人に危害を加えるような人間ではありません。また、信助が念願の新職場に就職したばかりで当日は歓迎会の帰り道だったことも考えれば、信助が痴漢行為に及んだとはとても考えられず、痴漢の嫌疑は大変な間違いであったと言わざるを得ません。そもそも「お腹のあたりを触る」痴漢行為というのはきわめて不自然ではないでしょうか。仮にその大学生にとって信助が疑わしいと思われたのだとしても、事実の確認もせずに、信助に対して振るわれた暴行は、痴漢犯人の身柄を確保するという逮捕の目的をはるかに逸脱した、過剰で違法な暴行です。

ところが、警察は、信助の被害の訴えを十分取り上げないまま、信助を痴漢行為の被疑者として深夜にわたり取調を行いました。その結果、信助は自分の無実の訴えが通り、後日、新宿警察に、暴行の被害届を提出することにはなったものの、長時間の取調に抛り、精神的苦痛による心労から、翌朝、自殺に追い込まれました。

さらに、警察は、亡くなった信助を痴漢の被疑者として書類送検し、一方で、信助が必死で訴え続けていた暴行被害については、十分な捜査を行わないまま、書類送検も行わず、事件として終わらせてしまいました。

信助本人は亡くなりましたが、だからといって、信助の受けた暴行被害が、社会的に不問に付されてよいはずがありません。信助は、今は何も語ることはできませんが、当時は確かにはっきりと被害を訴え、加害者に対して処罰を求めています。

私が恐れているのは、信助が亡くなっているがために、信助の受けた暴行被害までもが、存在しなかったものとしてうやむやにされることです。

事件発生直後に、駅の防犯カメラの事実確認がきちんとなされていれば、信助の受けた暴行被害は明らかですし、痴漢行為についての真実も明らかになっていたはずです。

信助の遺志に沿うべく、私は東京地方検察庁に告訴状を提出し、ようやく受理されまし

たが、2010年12月15日に、特捜部岸毅検察官より、「嫌疑なし」「証拠なし」というご連絡の元、「不起訴」処分の通知が届きました。

唯一の肉親として、息子・信助がどのような疑いをかけられ、どのような取り調べを受けたのかなど、その事実確認を捜査機関に対して行なうことは遺族の知る権利であると考え、2010年8月11日に、警視庁に対して、質問状を送りました。(添付資料：1)

ところが、9月10日付けで届いた警視庁からの回答は、「個別事件の捜査に関する事項につき、回答は差し控えさせていただきます。」というものでした。(添付資料：2)

今年の2月8日に、東京地検に対して、息子が暴行を受けた現場である、JR新宿駅の防犯カメラの映像と、息子が暴行を受けた証拠として、2009年12月11日の朝4時頃、新宿警察署のやすひら氏により撮られた、息子の全身写真の開示請求を求める要望書を送付しました。(添付資料：3)

検察庁記録課の職員の方の、情報開示請求に対する回答の変遷(添付資料：4)の理由を伺うべく、3月4日付けで、東京地検鈴木和宏検事生宛に「要望書」を送付したところ、8日に記録課の鈴木氏より、ご連絡があり、「要望書の質問には、記録課として回答できないので、「要望書」は刑事課へ引き継ぎました」とのことでした。

息子を、痴漢の被疑者と認定した根拠とされる、防犯カメラの映像の開示を拒み、また、息子が、暴行を受けた証拠として、撮られた写真を、隠匿する検察庁と警視庁の行為は、不透明と言わざるを得ません。

尚、2010年12月27日の、東京地裁による、警視庁への証拠保全の検証により、2009年12月11日には、痴漢被害を申告したという女性が、「(息子は)人違いだった」と、証言した記録があります。(添付資料：5)

人違いであると知りながら、痴漢の被疑者として、検察庁に書類送検した、新宿警察署の行為は、社会的な問題であると言わざるを得ません。

3月8日付けで、検察庁に対し、息子・信助が写っている、新宿駅の防犯カメラの映像と、写真の開示請求をしましたが、未だに回答がありません。(添付資料：6)

中野国家公安委員長様には、この事案が、社会的に大きな問題であることを認識して頂き、検察庁に、証拠の閲覧、及び謄写の申請に、お力添えを頂きたく、お願い申し上げます。